

法務省民二第113号

平成28年2月23日

法務局長 殿

地方法務局長 殿

法務省民事局民事第二課長

(公 印 省 略)

消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律に基づく強制執行等における不動産登記嘱託について(依命通知)標記について、別紙甲号のとおり最高裁判所事務総局民事局長から法務省民事局長宛てに照会があり、別紙乙号のとおり回答がされましたので、貴管下登記官に周知方お取り計らい願います。

最高裁判一第141号

平成28年2月12日

法務省民事局長 殿

最高裁判所事務総局民事局長 菅野 雅之

消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律に基づく強制執行等における不動産登記嘱託について（照会）

平成28年10月1日から消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（平成25年法律第96号。以下「法」という。）が施行されますが、被害回復裁判手続（法第2条第9号ロに規定するものに限る。以下同じ。）における不動産の登記嘱託書の記載については下記のとおりとするのが相当と考えるところ、いささか疑義がありますので、貴局の御意見を承知したく照会します。

なお、被害回復裁判手続に基づく登記嘱託においても、登記原因を証する情報として登記原因を裁判所書記官が証明した書面により提供する場合の登記嘱託書及び登記原因証明情報の取扱いについては、平成17年2月23日付け法務省民二第490号をもって回答されたとおりとします。

おって、本照会への回答につきましては、貴管下法務局及び地方法務局の登記官にその旨を周知いただくようお願いいたします。

記

法第2条第10号に規定する特定適格消費者団体（以下「団体」という。）が被害回復裁判手続においてした強制執行又は仮差押えの申立てに基づく決定により、裁判所書記官が不動産について差押え又は仮差押えの登記嘱託をする場合、その登

記嘱託書における登記権利者としては、法第30条第2項第1号に規定する届出消費者又は法第2条第6号に規定する対象消費者ではなく、登記原因となる差押え又は仮差押えの決定において債権者とされた団体を記載する。

法務省民二第112号

平成28年2月23日

最高裁判所事務総局民事局長 殿

法務省民事局長

消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律に基づく強制執行等における不動産登記嘱託について（回答）
本月12日付け最高裁民一第141号をもって照会のありました標記の件については、貴見のとおり取り扱われて差し支えありません。

なお、この旨を法務局長及び地方法務局長に通知しましたので、申し添えます。